

# 薬害 イレッサ 訴訟

## がん患者の命の重さを問う

### 有効性、安全性が確認された 抗がん剤を

多くの副作用被害を発生させたイレッサですが、他方で、イレッサには延命効果がないという試験結果が出ています。そのため、英国アストラゼネカは欧州での承認申請を取り下げました。また、アメリカではイレッサの新規投与を原則として禁止する措置がとられました。有効性、安全性が確認された抗がん剤が供給されること、これこそが、がん患者にとっての最大の利益であり、私たちの求めるところ です。

### 抗がん剤承認制度の あり方を問う

日本の抗がん剤承認制度の下では、延命効果の有無は市販後に調査することも許されるとされています。延命効果が明らかでないまま、企業が市場で莫大な利益を得ることが許されるのか。抗がん剤承認制度のあり方が問われています。

### 薬害イレッサ訴訟とは

イギリスに本社を置く世界的な大企業アストラゼネカが開発した肺がん治療薬イレッサにより、公表されているだけでも734人もの尊い生命が奪われました（2008年3月31日現在）。薬害イレッサ訴訟は、アストラゼネカの日本法人とイレッサの輸入承認をした国を被告として被害の救済を求める損害賠償請求訴訟であり、がん患者の命の重さを問う訴訟です。

### 被害救済制度の創設を

抗がん剤は、医薬品副作用被害救済制度から完全に除外されています。市販後に市場で延命効果の有無の調査を行うことを制度として認めながら、その被害者は何ら救済されないということでのよいのか。抗がん剤副作用被害についての救済制度の創設が求められています。

### 医薬品の宣伝広告・販売の あり方を問う

#### —徹底した情報公開を—

アストラゼネカは、イレッサについて、様々な媒体を通じて、副作用の少ない新しいタイプの抗がん剤「分子標的薬」という宣伝を行い、これを信じた多くのがん患者やその家族が、正しい情報を与えられないままに、望みを託してイレッサを服用しました。医薬品の宣伝・販売のあり方はこれでよいのか問われており、国と企業には徹底した情報公開が求められています。

イレッサ薬害被害者の会 <http://homepage3.nifty.com/i250-higainokai/>

薬害イレッサ東日本弁護団

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-17-10 エキニア池袋 6階  
城北法律事務所 電話 03-3988-4866 Fax 03-3986-9018

薬害イレッサ西日本弁護団

〒604-8186 京都市中京区烏丸通御池東入 アーバネックス御池ビル東館 6階  
御池総合法律事務所 電話 075-222-0011 Fax 075-222-0012

連絡先

カンパのお願い

振込先：みずほ銀行

大宮駅前支店

(普) 4123112

イレッサ薬害被害者の会

代表 近澤昭雄

## 薬害イレッサ被害者の早期救済等を求める要請書

抗がん剤イレッサは、「夢の新薬」などともてはやされ2002年7月に世界に先駆けて日本で輸入承認され、販売されました。しかし、そのイレッサは急性肺障害等の重大な副作用被害者を生み、公表されているだけでも734人もの尊い生命が奪われました（2008年3月31日現在）。しかも、抗がん剤は医薬品副作用救済制度から除外されているため、副作用被害者は何らの救済も受けていないのが現状です。

がん患者は、死の恐怖と闘いつつ、一日一日を大事に生きながら、少しでも長く生きていたいとの思いで抗がん剤を使用します。ところが、臨床試験の結果、イレッサには延命効果がないことが明らかとなっています。イレッサはがん患者の切なる願いを裏切って、その貴重な生命を奪ったのです。

国が国民の生命・健康を守るために、医薬品等の安全性を確保すべき極めて高度の義務を負っていることは、これまでスモン、サリドマイド、薬害エイズ、薬害ヤコブ病などの繰り返された薬害事件の中で度々確認されてきたことです。ところが、国はこの高度の安全性確保義務を尽くさず、多くの被害を生みました。その責任は明らかです。

薬害イレッサ訴訟は、がん患者の生命が尊重されること、2度と薬害が繰り返されないことを願って提訴されたものです。

そこで、以下の事項を要請します。

1. 裁判所は、公正な審理を行い、薬害イレッサ問題の早期解決を積極的にはかること。
2. 国は、その責任を認め、ただちにイレッサの副作用被害者を救済するとともに、抗がん剤の副作用被害者に対する適切な救済制度を創設すること。
3. 国は、医薬品とりわけ抗がん剤の有効性・安全性にかかわる情報を全て迅速に開示すること。
4. 国は、薬害イレッサ被害を引き起こしたことを真摯に反省し、医薬品の承認審査にあたり副作用情報を十分に収集、分析、評価すると共に、審査体制の充実を図ること。

氏 名	住 所

(取り扱い団体)